

国土交通大臣
齊藤 鉄夫 様

空港検疫においてコロナ陽性者が確認された場合の
自治体への情報提供について

現在、世界的に、オミクロン株の感染が拡大しており、我が国でも空港検疫においてオミクロン株陽性者が多数確認されている。今月 11 日には、市中感染ではないものの、地方自治体におけるオミクロン株の陽性者が初めて確認された。

当該事案は、空港検疫においてオミクロン株陽性が判明した者と同じ航空機に同乗していた者が、空港検疫で陰性であったため居住自治体に戻った後に発症し、再検査の結果、オミクロン株の感染が確認されたものである。

現在の国の取扱いは、空港検疫においてコロナ陽性が確認された後に、当該感染者に関するゲノム解析が行われ、オミクロン株判定が行われる。オミクロン株の感染が確認された場合には、同乗していたすべての者が濃厚接触者とされ、居住自治体にその旨が連絡される。居住自治体はその段階で初めて、オミクロン株への感染可能性がある居住者の存在を認識することとなる。

しかしながら、ゲノム解析には 2～5 日程度の時間を要するため、空港検疫で陰性だった者が居住自治体に帰った後に発症し、オミクロン株の感染が確認されるケースが発生しうる。居住自治体が、オミクロン株への感染可能性がある者の存在を事前に把握することができるならば、適切な健康観察を実施し、市中感染リスクを軽減することができると思う。

そのため、空港検疫において新型コロナ陽性者が発生した場合には、オミクロン株か否かの検査結果を待つことなく、当該航空機的全搭乗者の居住自治体に、当該自治体の居住者が当該陽性者の航空機に同乗していた事実を、速やかに情報提供していただきたい。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部
本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治
本部長代行 福島県知事 内堀 雅雄